

[史料]

中世ドイツ都市法の邦訳(1)

1450年、低地ライン地方の小都市：「ブランケンベルク都市法」
(ノルトライン＝ヴェストファーレン地方)

山本 健*

Japanese Translation of Medieval German Town Law (1)

—*Stadtrecht von Blankenberg*, 1450—

Takeshi YAMAMOTO

This paper translates a medieval German town law into Japanese in order to examine the nature and structure of a German town, Blankenberg, during the Later Middle Ages. The town law, *Stadtrecht von Blankenberg*, which comes from the lower Rhineland Dukedom of Berg, was written in medieval German in the year 1245 and confirmed by the duke of Berg, Gerhard, in the year 1450.

There are three prominent features of this town law. The first is that this town law was given by the duke of Berg as a token of favor from the duke to the Blankenberg town people, but in return the duke asked for their economic and political support. The second is that the town people (*Burger*) were exempted from the burdens of, for example, forced labor services and inheritance tax and the arbitrary will of a lord, so that they

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

might freely hold and inherit their property and possess jurisdiction. The third is that the town people had asked an immediate successor for keeping their town's freedom and privileges whenever a duke died.

史料の紹介

本稿は、ドイツ北西部の低地ライン地方に属するベルク大公領 (Herzogtum Berg)⁽¹⁾ の一つの小都市ブランケンベルク、その1450年の都市法 (die Stadtrecht von Blankenberg) の邦訳⁽²⁾ である。同市は、ブランケンベルク行政区の政治・経済の中心地であった。しかし、本誌前号で紹介した「1457年のブランケンベルク法域 (=領域) 法」⁽³⁾ のレベルでは、「同法域には、それぞれ独自の法の下にいる5種類の住民たち〔家人、市民、荘民、自由民および保護民 (フォークト住民)〕が存在している」(§. 1) ことが指摘されてはいたものの、同法域下の市民の存在形態を規定する「独自の法」、すなわち都市法についての言及はなかった。したがって、本稿のブランケンベルクの都市法の紹介は、ラント〔領域行政区〕レベル、都市レベルそして農村 (村落/荘園) レベルを総合的に考慮して、ブランケンベルク法 (領) 域の権力構造を考察しようとするためには不可欠な準備作業である。

1. 中世都市ブランケンベルクについて

(1) サイン伯家によるブランケンベルク城塞の建設⁽⁴⁾

中世都市ブランケンベルクはジーク (Siege) 河中流域に位置し、1181年頃のサイン伯家による城塞 (ブルク) 構築に基づく。

サイン伯家 (Grafen von Sayn) はエーベルハルト 1 世 (Eberhard I [1139—1176年]) およびハインリヒ 1 世 (Heinrich I [1139—1169年]) がヴェスターヴァルト (Westerwald) にサイン城塞を築城し、ここを拠点に小規模な荘園所領の獲得に成功したことに起因する。ただし、その際、彼らは平和的な手段を用いなかったため、1152年にケルン大司教アルノルト 2 世 (Erzbischof Arnold II von Köln) から懲戒を課せられ、「彼らの所領は焼き

払われ、灰塵に帰した」と記録されるほどのダメージを被った⁽⁵⁾。その後、サイン家は中部ライン地方と低地ライン地方の実力者たる2人の大司教〔トリア大司教とケルン大司教〕と政治的な妥協に努めるようになり、ライン河に接するジーク河下流域への進出を断念して、専らアウエルガウ(Auelgau)⁽⁶⁾、すなわち、ベルク高地を流れるジーク河中流域とヴェスターヴァルトの北西地域に独自の支配領域を形成しようと努めた。その結果、サイン家はケルン大司教の保護の下に、ボン(Bonn)の聖カシウス修道院(Stift St. Cassius)がアウエルガウに所有している所領に対する守護権(フォークタイ)を、12世紀後半にはアウエルガウでの副伯権(Untergrafen)をも取得して⁽⁷⁾、領邦主権(Landeshoheit)を打ち立てた。同時に、自らの支配領域を敵対的な攻撃から守り、かつ行政的にも適した地点に根拠地を設置する必要に迫られ、ブランケンベルクに領邦城塞(Landesburg)⁽⁸⁾が建設された。

もちろん、同領邦城塞が完成するまでには、紆余曲折があった。すなわち、この建設に対しては、ケルン大司教が記していたように「サイン伯ハインリヒ1世とその兄弟たるエーベルハルト1世はブランケンベルクと呼ばれているブルクを前述の教会〔ジークブルク大修道院〕の土地に強引に建設した」(1181年11月13日)⁽⁹⁾という直接的な原因のほかに、ジークブルク大修道院はサイン伯家との間に荘園領主権をめぐる経済的な対立も抱えていたため、頑強に反対した。そして、とうとう同院長がローマ巡礼の機会を捉えて、教皇ルキウス3世(Papst Lucius III)に、もしサイン伯らが同修道院に与えた損害を補償しない場合には、サイン伯をはじめとして、婦女子を除くブルク住民全員を破門する権利をボン司教座聖堂首席司祭(Probst)に委託するという確約を取り付けたほどであった⁽¹⁰⁾。このような対立は、しかしながら、ケルン大司教ヒリップ(Philipp)の双方痛み分けという内容〔すなわち、修道院側は荘園領主権の一部を、また伯側は部分的な伯権の一部を放棄する〕で調停が図られた。

12世紀末までにブルクと結合する形で市民の定住地も設置された。そのため、ブランケンベルクは「Burg und Stadt Blankenberg」(ブランケンベ

ルク城塞＝都市）と記載される⁽¹¹⁾。この当時、城塞＝都市にかなりの住民がいたことは、1183—1187年に記された『ジークブルク奇蹟集』⁽¹²⁾から判明している。また、定住地も新・旧二つの市街地から成り立ち、定住地全体は1248年に市壁で囲まれた。ところで、旧市街は図1の①に相当し、長方形の形をし、その面積は約1.6haである。また高い防御壁と溝で囲まれていた。これに対して新市街は図1の②に相当し、その面積は約5.17haである。同市のかかなりの部分を新市街が占め、入市するためには壕に掛けられているはね橋を渡らなければならなかった⁽¹³⁾。

（2）1245年9月29日のブランケンベルク都市法付与について⁽¹⁴⁾

サイン伯家はブランケンベルク城塞＝都市とその防御施設（市壁、塔、溝、堀）を計画的に、しかも比較的短時間（約70—100年）で完成させた。そして低地ライン地域での支配権をめぐる周辺領主との競争に勝ち抜くために、すなわち、自らの主権領域（Hoheitsgebiete）を確固たるものにすべく、経済力を伸ばし、行政（統治）力を整備する必要に迫られていた。そのためにも、経済および行政の中心地たるブランケンベルク城塞＝都市を可能な限り繁栄させねばならなかった。その手段が都市法の付与であった。すなわち、1245年9月29日のサイン伯ハインリヒ3世（Heinrich III〔1202—46年〕）とその妻マチルダ（Mechthild von Landsberg〔1205—1291年〕）による、同伯の主権の確保と、また伯に信頼を託す者たちの繁栄を願って、ブランケンベルク市民へ付与した都市法であった。

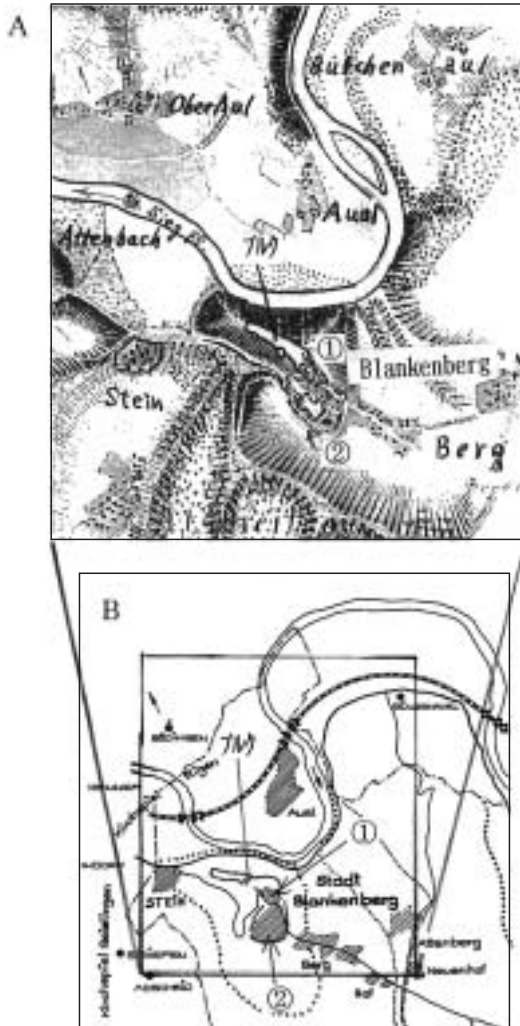
この都市法、正確には、都市昇格文書の原本は、1450年12月13日にユーリッヒ＝ベルク大公ゲルハルト（Gerhard〔1437—1475年〕）が上記の都市法の写しの序文の中で言及しているように、1450年段階で、すでに消失していた。

2. ブランケンベルク都市法について

（1）1245年の史料の性格について⁽¹⁵⁾

本来の証書は、『都市法』の序文からも明らかのように、「ブランケンベルク市民の好意」に対するお返しとして、伯側から付与されたものである。

図1 ブランケンベルク市の地形と位置



(注) ①旧市街, ②新市街.

(典拠) A : H.-J. Behr (Hg.), *Geschichte in Karten, Historischen Ansichten aus den Rheinlanden u. Westfalen*, Düsseldorf 1990, S.43, 図18.

B : H. Fischer, *Blankenberg, Ein Kleines Städtchen auf dem Berge*, Siegburg 1995, S.47, 図2.

図2 ブランケンベルク領のベルク伯領併合時（1363年）のベルクの都市、行政区、そして裁判所



(典拠) A. Brendler, Die Entwicklung des Bergischen Amtes Angermund, in: *Rheinischen Vierteljahrsblätter*, Jahrgang 63, 1999, S.125.

1245年の都市法証書は同都市法の交付者たるサイン伯ハインリヒ3世とその妻マチルダの名前、彼らの交付の動機で始まっている。その後20条の条文が続き、最後に証人のリスト、印章そして交付年月日が記されている。証人たちは、サイン伯の4人の甥たち——シュボンハイム家の4兄弟たち——と16人の家人的ブルクマン〔城塞守備員〕⁽¹⁶⁾である。ブルクマンたちは、その名前から判断すると、そのほとんどがヴェスターヴァルト地域それにジーク平野に定住している家系の者たちであった。

(2) 1450年の史料の性格について

この都市法は、その序文に付いている大公ゲルハルトの説明で始まり、1245年の都市法の諸権利をそのまま確認かつ保証し、その証明として大公は自らの印章を同証書に付した。さらに証人として、シュタイン領主にしてベルク大公領の領国家老〔筆頭行政官：Landdroste〕であったヴィルヘルム・フォン・ネッセルロード (Wilhelm von Nesselrode) や騎士アリフ・ゲバーデ (Alyff Gebade) などが挙げられており、彼らの印章をも付してある。そして交付年月日たる1450年聖ルキア (Lucia) の日、すなわち12月13日が記録されている⁽¹⁷⁾。

この都市法の写しは、1450年のもののほかに、1475年それに1511年のものがある。そして、1643年のブランケンベルク行政管区の地代＝徴税台帳の中でも、はっきりと、1245年、1450年そして1511年の都市法の宣言書が指摘されていた。そして、都市法が最終的に廃止された1805年に、初めて「1245年、サイン伯およびその妻マチルダから付与され、1450年にユーリッヒ＝ベルク大公ゲルハルトによって確認、強化されたブランケンベルク都市の特権と自由」が『低地ライン誌 (Niederrheinischen Blättern)』に活字化された。その編纂者であるヴィルヘルム・アッシュェンベルク (Wilhelm Aschen-berg) は1607年の写しを手本とした⁽¹⁸⁾。

フィッシャーによると、このテキストは16世紀のライン地方の行政用語で起草されている。ただし、手本とされた写しが中世高地ドイツ語からラテン語かのどちらで記されていたかは、不明である。しかし、17世紀の人々は、原本は疑いもなくラテン語で記され、そして写しはドイツ語に翻訳さ

れたものであると考えていた、と彼は推測している⁽¹⁹⁾。

(注)

- (1) 最近、ベルク大公領の個々の行政区 (Amt) の研究が行われている。例えば、Brendler, Albrecht, *Die Entwicklung des Bergischen Amtes Angermund*, in: *Rheinischen Vierteljahrsblätter*, Jahrgang 63, 1999, S. 124–151を参照。
- (2) 同都市法はすでにゲングラー編『ドイツ中世都市法集』[H.G.P.Gengler, *Deutsche Stadtrechte des Mittelalters*, 1866 (1964)]の24ページに指摘されている。ただし、ここにはその原文は記載されていない。ただ、ヴィルヘルム・アッシュェンベルク (Wilhelm Aschenberg) が1607年に『低地ライン誌 (*Niederrheinischen Blättern*)』に活字化していることだけが指摘されてある。本邦訳のテキストは、これを基にした刊本史料を利用した (Fischer, Helmut, *Blankenberg—Ein kleines Städtchen auf dem Berge*, Siegburg 1995, S. 27–32)。
- (3) 山本健「グリム編『ヴァイステューマー』の邦訳(2)——1457年のブランケンベルク法域中』『敬愛大学国際研究』第6号、2000年、153—185ページ。同拙稿では、ベルク大公領の中でもブランケンベルク領は隣接するヴィンデック領と性格を異にする点を述べておいたが、上記注(1)のA・ブレンドラーの論文に掲載されていた図「ベルク伯領の諸都市、管区そして裁判所 (1363年)」(125ページ)はブランケンベルク領とヴィンデック領との性格の違いを明示している。そこで、この図を本稿に掲載しておく。なお、同拙稿において、158ページのベルク大公アドルフ9世は7世の、また161ページのベルク伯アドルフ6世は4世のミスである。さらに168ページの§9の小見出しは「他領域への聖像持ち出しについて」のミスであった。
山本健「グリム編『ヴァイステューマー』の邦訳(1)」は「ドイツ中世農村史料『ヴァイステューマー』の邦訳」同第4号、1999年、119—176ページである。
- (4) Fischer, Helmut, *Blankenberg—Ein kleines Städtchen auf dem Berge*, Siegburg 1995, S. 13–25.
- (5) *ibid.*, S. 14および Arnold, Benjaminn, *Princes and Territories in medieval Germany*, Cambridge 1991, p.183.
- (6) E. Enenn/D. Höroldt, *Kleine Geschichte der Stadt Bonn*, in: *Bonner Geschichtsblätter*, Bd. XX, 1966, S. 25の〔図6：中世のガウ (Gau)〕を参照。
- (7) サイン家は副伯権を、アウエルガウに対するファルツ伯の代理人として、また親族関係から生じる要求として取得した (Fischer, a.a.O. S. 14.)。
- (8) 城塞 (ブルク) については、野崎直治『ヨーロッパ中世の城』、中公新書、1989年を参照。
- (9) Fischer, a.a.O. S. 15–16.
- (10) *ibid.*, S. 15.
- (11) *ibid.*, S. 16.
- (12) Mittler, Mauritius (Hg.): *Libellus de translatione sancti Annonis archiepiscopi et miracula sancti Annonis. Liber primus et secundus*, Siegburg 1966, S. 44–46.
- (13) Fischer, a.a.O. S. 19.
- (14) *ibid.*, S. 27–37.
- (15) *ibid.*, S. 32–34.
- (16) 野崎、前掲書、174—184ページを参照。
- (17) Fischer, a.a.O. S. 32.
- (18) *ibid.*, S. 35–36.
- (19) *ibid.*, S. 33.

〈邦訳〉 低地ライン地方の小都市： ブランケンベルク都市法（1450年12月13日公布）

- (注記) 1. 訳文中の〔 〕内の日本語は、各条項の内容の理解を容易にするために、訳者が補充したものである。また（ ）内は原語またはその現代語である。
2. 各条項の前に、内容を要約した小見出しを設けて、読者の便に供した。
3. 前書きには[序]を、また後書きには[終](21)、(22)を付けてわかりやすくした。

[序] [ブランケンベルク都市法の由来について]

神の恩寵により、ユーリッヒ＝ベルク大公にして、ラーベンスベルク伯である(Hertzouge zo Guylge zo dem Berghe ind Grave zu Ravensberg) 余ゲルハルト(Gerhard)は、余の相続人や後継者のために、この証書で公に〔以下のことを〕告知する。〔それは、すなわち〕余に提示され、〔それ故に〕余が目にし、かつ口にした〔証書は〕1枚の〔都市法〕証書の写し(copia)である。〔ただし〕この件に関しては、印章を付した都市昇格文書〔都市法〕の原本(der besegelte principail heufftbreiff)は、余に正確に教示されているように、〔今日では、その存在が〕確認されず、〔それ故に〕喪失されていることを、またこの写しが一字一句、以下に記されている〔1245年の、サイン伯ハインリヒ3世が交付した都市昇格文書の原本に違わない〕内容に基づくものであることを、余も理解している。

〔その1245年の原本とは〕サイン伯ハインリヒ3世(Grave Henrich zo Seyne)が、その妻マチルダと共に、この都市昇格文書〔都市法〕を目にし、口にしそして耳にしたすべての人々に告知した〔ものである〕。すなわち、余〔＝サイン伯ハインリヒ3世〕は善意により、また特別な好意により、また余のブルクマン〔城塞守備員(borchmanne)〕の助言をも受け入れて、ブランケンベルクの余の市民の好意のために(vmb gunst ind vmb leiffde vnser burger zo Blankenberch)、市民たちに以下のような個々の権利と自由〔特権(alsulch recht vnd vryheytt)〕を授与した。

(1) [近隣住民の都市への受け入れについて]

ブランケンベルクの都市領域に来て(zo Blankenberch in wilt [=

Weichbild] varen) そして市民になりたい者は誰であれ、いかなる妨害を受けることなく、市民になることができるし、また都市法をも享受できる。

(2) [平和領域としての都市について]

次に、余は彼ら市民に、次のような特権 (recht ind vryheit) を付与した。それは、すなわち、ブランケンベルクに居住し、そして都市法を享受する市民は誰であれ、いかなる者とも法廷闘争〔係争〕をしてはいけない。ただし、口の開いた傷を伴う〔傷口が見える〕殺害 (doitslach myt offenen wonden)、強姦 (noitzoicht) そして市民の家内での、争いないし暴力を伴う悪行〔虐待〕〔つまり、家の平和攪乱罪 (he gestraiffit off oeuel gehandelt wurde myt gewalt yn syme huysse)〕をめぐっては、その限りではない。

(3) [居留民の都市内での社会的位置について]

さらに、いかなる居留民 (ghein by gesessen man) も市民と、何らかの行為をめぐって法廷闘争をしてはいけない (eyniche dait zu kampe heyschen)。

(4) [都市参審員の選出手続きについて]

さらに、都市の参審員 (scheffen) が選出した者だけが、参審員として任命されるべきである。また、彼らが1人の参審員を選出した場合、彼ら参審員たちは“都市”領主の面前に出頭〔し、報告〕する義務がある。そして、都市領主は選出された参審員にいかなる種類の納付金〔承認料〕を要求せず、彼を承認すべきである。そして、その手続きが完了した場合、領主はその参審員に彼ら〔参審員〕の権利を承認すべきである。

(5) [強制的な証人召喚の禁止について]

さらに、ブランケンベルクではいかなる証人召喚 (getzuch) も強要されない。ただし、参審員や布告〔宣告〕を介して彼ら市民に要請された場合は、その限りではない。

(6) [年市への参加について]

さらに、各人が、年市の開催期間中に、その年市〔での販売目的〕の

ためにブランケンベルクに来る場合、その者は〔予め〕指定された場所で〔販売を〕行うべきこと。また、この者は〔販売を終えて〕都市を出て行く場合には、通行税〔出立税〕として1ペーニツヒを支払う義務がある。

(7)〔世襲財産の処分について〕

さらに、いかなる者も〔都市内にある〕自分の世襲財産(erffe)を売却ないし質入れすることはできない。ただし、参審員の許可(gehenckenisse)と承認(getzue)を得た場合は、その限りではない。

(8)〔市民の荘園地代の未払い行為について〕

さらに、ある市民が、やむを得ない個人的事情で(von syner noede wegen)都市外にいて〔そのために〕、〔借りている〕荘園保有地の地代(hoff zins)をめぐる、〔その支払いのために〕荘園法廷に出頭できない場合、すなわち〔地代請求者が、地代未払い〕市民に対して、法律的に荘園地代を請求する権利があり、またその地代が自分〔=地代請求者〕の許に届いていない旨、主張し、〔とうとう〕地代請求者がその未払い地代をめぐるブランケンベルクで訴訟を起こした場合、人〔参審員〕はその要求者に、最終的に、遅滞なく正義〔地代の支払い〕が行われるようにすべきである。

(9)〔暴力行為の和解について〕

さらに、市民が他の市民を拳で殴る事態が生じた場合、その加害者は被害者に対して、その殴打〔という行為〕を、ケルン貨幣で5シリングの和解金を支払って償うべきである。しかし、もし市民でない者がブランケンベルク都市内で市民を拳で殴る事態が生じた場合には、〔正式な訴訟事件となり〕、その加害者たる非市民は、裁判官と法廷に対して5シリングを〔被害者への和解金とは別に〕支払うべきである。

(10)〔市外市民の訴訟について〕

さらに、ブランケンベルクの市外市民(vysgesessen burger)は、負債をめぐる係争や罵詈雑言に関して(van krege ind scheltworden)、〔ブランケンベルク都市〕法廷に訴えることができる。

(11)〔債権の取り立てについて〕

さらに、市民がある者に対して借金を取り戻そうと、その債務者を自分に十分なる弁済をするようにさせることができない場合、市民は第二審へ (vur eyne anderen gerichte)〔控訴すべく〕参審員の承認を得て、〔その債務者を〕拘留することができる。また、債務者が最高審で (vur dem hoesten gerichte)〔弁済〕判決をめぐってわびる〔支払いに応じる〕場合、市民は2人の参審員と共にその債務者を公表し、そして保護すべきである。

(12)〔市民の死亡税免除について〕

さらに、誰かある者がブランケンベルク市に居住し、そして同市で死亡した場合、いかなる者もその死亡した者に対して、死亡税 (heuffrecht off budeilen)を要求することはできない。その死亡した者が残した全財産は、彼の正当なる相続人 (eruen)のものとなる。

(13)〔都市外法廷への訴訟禁止について〕

さらに、ブランケンベルク市内では、人はラントフェスト (lantfeste)と呼ばれる法廷で裁判を受ける義務はないし、またいかなる市民も都市外での何らかの犯罪をめぐって〔都市法廷以外の〕いかなる法廷に連行ないし召喚されることもない。ただし、都市外で違反を犯した市外市民はその限りではない。

(14)〔都市内での犯罪者の逮捕とその仕置きについて〕

さらに、ある者がブランケンベルク市内およびその市外でも〔特に〕ブルク裁判管区 (borch banne)内で、何らかの係争事件を引き起こしたり、あるいはある者を負傷させたり、さらには暴力行為を市長 (scholtissen van der stat)に賠償しようとしなかったり、またある物をめぐってある者を打擲した場合、市民たちはその者を力づくでも拘束〔逮捕〕すべきであり、〔また同時に、犯人が市外へ逃走するのを阻止すべく〕市門を閉めるべきである。そして、その犯人をわが都市領主の面前に突き出すべし。この犯人〔の仕置き〕に関しては、市長だけがわが都市領主の助言を受け入れて裁く権利を有する。

(15)〔移動している市民の訴訟について〕

さらに、ある市民が村から村へと移動しようとする場合、もしブランケンベルクで最終的にその市民に対する訴えが第一審で拒否された場合には、直ちに人はその市民に対する訴えを〔都市法廷以外の〕何らかの法廷に提訴することができる。

(16)〔週市開催中の訴訟禁止について〕

さらに、ブランケンベルクで〔週〕市が開催される火曜日には (up den dinxtag)、いかなる市民をも法廷に召喚することは禁止されている。また、ブランケンベルクで年市が開催される期間中は (op de zyt als zo Blankenberg jair mart is)、人は市民を次回の都市法廷開催日まで自由にさせておかねばならない。ただし、次回の法廷開催日には、その市民は同法廷に出頭し、そして弁明する〔義務がある〕。

(17)〔管区役人による市民への不正行為の禁止について〕

さらに、余は、余のいかなる管区役人 (geheicher vnser amptlude) が市民に対して、彼の財産を力づくで取り上げたり、さらには彼の生命を無理やり奪うことをしない旨、宣言する。

(18)〔市民の財産税免除について〕

さらに、余は以下の事柄を承認する。すなわち、ブランケンベルクでは全ての動産 (alle gefarynge dinck) は〔その負担 = 財産税が〕免除され (aff syn)、またいかなる市民も同市外に所有する土地財産〔不動産〕に関する負担〔土地所有税 (geschoss van dem gode)〕を納入する必要はない。また人々は〔自分が所有する〕土地〔家屋〕にいかなる人物をも〔——たとえ管区役人であろうとも——〕自分の意思に反して、宿営させる義務を負わない。

(19)〔負債による土地財産の差し押さえ禁止について〕

そして、さらに、何らかの負債 (schoult) のために、あるいは負債をめぐって、人は都市外にある市民の土地財産を担保として譲与してもいけないし、また取得してもいけない。

(20)〔都市的諸負担の免除について〕

さらに、余は以下のことを簡潔に言及する。すなわち、市民は都市外で負っているいかなる奉仕 (deynst) [例えば、賦役、運搬賦役、軍役など] を余に提供する義務を負わない。

[終]

(21) これら [以上の] すべての取り決めの証人は、[まず始めに] シュボンハイム家の4兄弟 (gebroeder van Sponheym) すなわち、シュボンハイム伯ヨハン [1239—1248年]、ハインリヒ・フォン・ハインスベルク [1239—1249年]、シモン・フォン・シュボンハイム [1239—1248年] そしてエーベルハルト・フォン・エーベルシュタイン [1239—1249年]、次に余の [16人の] ブルクマン [家人 (borchmanne)] たち、すなわち、ルートヴィヒ・ヴァルポード [1216—1276年]、ゲルハルト [1217—1261年] とその兄弟アルノルド・フォン・レンネンベルク、ローリヒ・フォン・ゲープハルツハイン [1216—1245年]、ゲーベル・フォン・ユートンバハ、ハインリヒ・クリスティアンの息子 [=ハインリヒ・フォン・ブランケンベルク] [1245—1267年]、インリヒ・ヴィパルトの息子ゲーベルとディートリヒ・フォン・デア・プフェルテ、エルンスト・フォン・ヴィールネブルク [1245—1277年]、ハインリヒ・フォン・ヘルペニヒ、リヒウィン・フォン・フィンフヘル、ヘンネ・フォン・プレイス、タイル・フォン・ガイスラール、ヘルマン・フォン・ヴィンター、ヨーハン・フォン・リィルスドルフ [1245—1298年]、そしてその他の多くの善良なる人々である。

そこで、余は余の印章を、また上記のシュボンハイム家の4兄弟たちの印章をもこの [都市昇格] 証書に付し、そしてこの証書が記された1245年聖ミカエルの日 (9月29日) に、証書を与えられし者たちに [この証書を] 承認した。それ故、それ以降、上記の余の都市ブランケンベルクは、上記したごとき主権 [統治権]、権利そして慣習 (by sulcher Herlichkeit Recht ind Herkomen as he vursch [rieiben] steet) の許に今後も留まり、かつ維持されるべし。[ただし] そのことで、余は特に意識して、同市が永久に [また] より一層、拡大されることを、いつでも考えてい

るわけではない。

〔以上が、ハインリヒ 3 世が1245年に付与したブランケンベルク都市法の内容である〕。

(22) それ故に、上述のユーリッヒ = ベルク大公にして、ラーベンスベルク伯たる余ゲルハルトは、〔以下のことを〕告知する。すなわち、余は余の特別な恩寵、好意そして友情により、上記の余の都市ブランケンベルクと同市民のために、余および余の後継者や相続人の立ち合いの許で、余の都市およびブルクマンそして彼らの相続人や子孫たちに、本証書ですでに言及し、かつ記載されたすべての付与された権利と慣習を、本証書の法的効力に基づき、犯すべからざるものとして確認し、かつ保証するし、また〔将来にわたっても〕確認し、かつ保証しようと思う。したがって、上記の権利と慣習は今から、永久に、前述の、まだ失われていなかった、そして完全な印章を付した、〔それ故に〕効力のあった〔1245年の〕都市昇格証書〔都市法〕と全く同じ法的効力の許に留まるべし。

そして、上述の大公たる余は、それをめぐって、有効な宣誓と余の君主としての名誉にかけて、〔また〕余および余のすべての後継者ないし相続人たちの立ち合いの許で、上記の余の都市ブランケンベルクの市民と〔都市〕共同体に対して、上記の都市法を永久かつ完全に所持させ、そして所持することを認可する旨、誓約する。

また余は、余の〔都市法の付与という〕この恩寵に対して、真実および完全なる、また永遠なる確実〔の保証〕の証拠として、余および余のすべての後継者ないし相続人たちの立ち合いの許で、余の正当な承認と了解の許に、この証書に余の印章を付した。余の親愛なる、かつ誠実な臣下 (tzide) たるシュタイン領主たるヴィルヘルム・フォン・ネッセルロード [1449—1474年] —— 〈彼は、この当時、余のベルク大公領の領国家老 (unsse lantdroste unsrer Lande vam Berge) にして、かつブランケンベルクの行政長官 (Amptman) でもあった〉 ——そして騎士たるアリフ・ゲバーデ、そして上記のヴィルヘルムの長男たるヨハン・フォン・ネッ

セルロードは、警戒のため (van weffent wegen)、同地に行くように指示され、そして彼らの存在自体 (dat sol) が、上記の如く、〔裁判〕集会 (dadingen) を補佐していた。そこで、余は彼ら呼び寄せ、そして彼らに、上記の件で、より多くの告知者 (konden) 〔の1人〕として、かつ真実の証人として、彼らの印章を余の印章と一緒にこの証書に付すことを命じた。すなわち、余は上記の3人、すなわちヴィルヘルム・フォン・ネッセルロード、騎士アリフ・ゲバーデそしてヨハン・フォン・ネッセルロードの印章を証拠として、余の印章の下と一緒に〔証書に〕付したことを知らせるものなり。そして、さらに余の命により、〔本証書を〕上記の大公の親愛なる諸貴顕に、本証書が記録された1450年聖ルキアの日 (12月13日) に付与した。

中世ブランケンベルク都市法 (1450年) の原語索引

1. この索引は、中世ドイツ語で記された「ブランケンベルク都市法」を対象に、訳者が作成したものである。
2. [] の中に掲げた現代ドイツ語と、() の中に掲げた訳語は、原則としてこの訳書に用いた訳語であり、必ずしも普遍的な妥当性をもたないような場合もあることを考慮されたい。
3. 各条項の番号は訳者によるものである。なお、序章は0で、終章は21、22で記す。
4. 参照条項の多い項目については、・・・で略記する。

A

aff don [töten] (殺す) 2
affhendich machen [nicht vorhanden/verlieren] (存在しない/失う) 0
aff syn [abgesetzt] (除外する) 18
alda [da/dort] (そこで) 12
aller leye [allerlei] (あらゆる種類の) 4
alleyn [gänze] (すべての) 12
alsulch [solcher] (そのような) 0, 22
alsus [auf solcher weise] (そのような方法で) 0
Amptlude [Landesherrlichen Beamten] (領邦君主の役人/行政長官) 17

B

beclat [beklagen] (訴える) 8

behalten [beschützen] (保護する) 11
bekennen [bekennt machen] (告知する) 22
—— [anerkennen] (承認する) 4
Bekentnisse [Erkenntnis/Zeugnis] (判決/証拠) 5
Berghe [Berg] (ベルク) 0, 22
besegelte [gesiegelte] (印章のついた) 0
besseren [büßen] (賠償する) 9
bestadigt [bestätigen] (確認する) 21, 22
beuolen [befehlen] (命令する) 22
bewyst [anweisen] (指定する/割り当てる) 6
blyven [bleiben] (留まる) 21
Borch [Burg] (ブルク/城砦) 14
Borchbanne [Burgbann] (ブルク裁判区) 14
Borchmanne [Burgmann/Burgsasse] (ブルク〔城砦〕住民) 0, 21, 22
brenge[n] [bringen] (もたらす) 11
Breve [Brief/Urkunde] (文書/証書) 0, 21, 22
Budeilen [Buteil] (死亡税) 12
Bürger [Bürger] (市民) 1, 2, 8, 9, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22
buyssen [außerhalb/gegen] (～の外で/～に対して) 13, 14, 18, 19, 20
by gesessen man [Beisassen] (市民権を持たない居留民) 3
bynnen [binnen] (～の中で) 9, 13

C ⇒ K u. S

D

Dach [Tag] (日) 16, 21, 22
Dait [Tat] (行為) 3
darave [davon] (～について) 21
darbuyssen [draußen] (～の外に) 14
dar umb [darum] (～をめぐる) 8, 22
dar weder [dorthin] (そこへ) 21
Deynst [Dienst] (奉仕/賦役) 20
Dinxtag [Dienstag] (火曜日) 16
do [da/als] (～の時) 21, 22
doin hangen [tun hangen] (吊るす) 21, 22
Doitslach [Totschlag] (殺害/故殺) 2
Dusent [Tausent] (千) 21, 22

E

elige [ehelich] (正当な) 0

endelich [endgültig] (最終的に／究極的に) 8, 15
entfangen [empfangen／annehmen] (受け入れる) 1, 2
Eren [Ehren] (名誉) 22
Erffe [Erbe] (世襲財産) 7
ergangen [vergehen] (違反／軽犯罪を犯す) 13
ergynge [geschehen] (起こる／生じる) 11
Eruen [Erben] (相続人) 0, 12, 22
eygentlich [genau] (正確な) 0
eyncher ⇒ eynichを参照
eyncherleye [keinerlei] (どんな種類のものも～ない) 1
eynich [irgendeiner] (だれかある人) 3, 6, 8, 11, 13, 14

F ⇒ V

G

gantzer [gänz] (完全に) 22
gauen [geben] (与える) 4, 6, . . .
geboden [laden／gebieten] (召喚する／命じる) 16
Gebroeder [Gebrüder] (兄弟) 21
Gefarynge dingh [fahrend Sache] (動産) 18
Gehenckenisse [Erlaubnis] (許可) 7
gehein [knein] (ひとつも～ない) 3, 7, 12, . . .
gekoren ⇒ korenを参照
geloven [geloben] (約束する／誓約する) 21, 22
Gemeinne [Gemeinde] (共同体) 22
gemynert [meinen] (考える) 21
genoich [genug] (十分な) 11
gantzliche [völlständig] (完全に) 22
Gericht [Gericht] (法廷) 11, 13, 15, 16
——— Anderen Gericht (第二審) 11
——— Hofgericht (荘園法廷) 8
——— hoestengericht (最高裁) 11
gesat [einsetzen] (任命する) 4
geschein [geschehen] (起こる／生じる) 4, 5, . . .
Geschoss [Steuer] (租税) 18
getzogen [ziehen] (連行する) 8
getzuch ⇒ getzucheを参照
Getzuche [Zeuge] (証人) 5, 7, 8, 21, 22
Getzuchenisse [Zeuge] (証人) 22
gevallichs [zufällig] (思いがけなく) 22

gevrysten [freistehen] (自由である) 16
Gewalt dede [Gewalttat] (暴力行為) 14
Gewalt und Macht [Gewalt u. Macht] (効力) 22
Goit [Gut] (財産) 12, 17, 18, 19
Grave [Graf] (伯) 0, 22
Guylge [Julich] (ユーリッヒ) 0, 22

H

halten [festhalten] (逮捕／拘束する) 14
hain [haben] (所有する) 0, . . .
haint ⇒ hainを参照
he by [hierbei] (ここにおいて) 22
Henfftrecht [Hauptrecht] (死亡税) 12
Herberge [Beherbergung] (宿営義務) 18
Herkomen [Herkommen] (慣習) 21, 22
Herlichkeit [Herrlichkeit] (主権／統治権) 21
her na [hernach] (以下で) 0, . . .
Heufftbryef [Stadtrecht] (都市昇格文書／都市の特権) 0, 22
Hilige [Heilige] (聖人) 21, 22
 St. Micheil tag — 9月29日
 St. Lucien tag — 12月13日
hoesten [hohesten] (最高の) 11
Hoffzins [Hoffzins] (荘園保有地の地代) 8
Huysfrauwe [Hausfrau] (主婦) 0
Huysse [Haus] (家) 2
Hyndernisse [Hinderniss] (妨害) 1

I=J

Jairmarte [Jahrmart] (年市) 6, 16
idt en were von [es sei denn daß] (～の場合は、その限りではない) 2, 5, 7, 13
in [ihn／ihnen] (彼を／彼らに) 0, . . .
Ingesegeß [Insiegel] (印章) 21, 22
inne waent [einwohnen] (居住する) 2

K

kesen ⇒ korenを参照
colschz [kölnische] (ケルンの) 9
konde [können] (～できる) 4, . . .
copia [kopie] (写し) 0

koren [wählen] (選出する) 4
korden [kürzen] (短い) 20
Kreich [Streit] (係争事件) 14
Krege [Streit] (争い) 10

L

Landdroste [Landdorost] (領国家老／筆頭行政官) 22
Lantfeste [Landfest/Gogericht] (郷法廷／ガウ法廷) 13
Leiffde [Freude] (友情) 0
leist [lassen] (残す) 12
Lude [Leute] (人々) 0, 21
ludende [belauten] (～という内容である) 0
lyue [liebe] (親愛な) 0

M

mach [mögen] (～できる) 1, 2, 3, . . .
machgede [hervorbringen/geschehen] (引き起こす) 14
Mart [Markt] (市場) 6, 16
me [mehr] (さらに) 5, 6, 11, 14, 15
me~dan [sondern nur/außer] (ただ～だけ／～を除いて) 14
meerem [mehrere] (より多くの) 21
mettel [mit] (～と共に) 0
Missedait [Missetat] (悪行／犯罪) 13
Mynsche [Mensche] (人間) 6, 12

N

Nakomen [Nachkommen] (子孫) 0, 21, 22
Nakomlynge ⇒ Nakomenを参照
neisten dach [nächsten Tag] (次の裁判集会開催日) 16
neit [nicht] (～ない) 8, 9, . . .
Nemantz [Niemand] (誰も～ない) 2, 14, . . .
(ab) neme [abnehmen/wegnehmen] (奪う) 17
nemen [belasten] (～を負う) 18, 19
Noede [Notdurft] (緊急事態) 8
Noitzoicht [Notzucht] (強姦／暴行) 2
Nyeman ⇒ Nemantzを参照

O

oewel handeln [mishandeln] (虐待する) 2
off [oder] (または) 1, 2, . . .

ons [uns] (私たちに) 14
op [auf] (～の上に) 13, 16, . . .
overmit [durch/über] (～を通して) 5

P

Pagamentz [Zahlung] (支払い) 9
Pende [Pfand] (担保/質物) 19
Pennynck [Pfennig] (ペーニツヒ貨幣) 6
Porte [Tor] (市門) 14
Principail [Original] (基本文書/原文書) 0, 22
——— heuft breyff [Stadterhebungs Urkunden] (都市昇格文書) 21, 22
Punten [Artikel] (法規条項) 21, 22

R

Raede [Rat] (助言) 14
Richter [Richter] (裁判官) 9

S

Sachen [Sache] (事柄/事件) 6, 11, 14, 21, 22
Sachge ⇒ Sachenを参照
Scheffen [Schöffen] (参審員) 4, 5, 11
Scheltwörden [Schlechtwort] (罵詈雑言) 10
Scholt [Schuld] (借財/負債) 11
Schreyff [Schreiben] (証書) 22
——— [schreiben] (記す) 0, 21, 22
Schuldige [Schuldige] (債務者) 11
Schyllongen [Schilling] (シリング貨幣) 9
Segelt [Siegel] (印章) 22
Slach [Schlag] (殴打) 9, 14
sleyssen [schliessen] (閉める) 14
sloegen [schlagen] (殴る) 14
soeken [suchen] (捜す) 22
stadigen [bestädigen] (承認/確認する) 4, 21
stain [bestehen] (存在する) 6
Stat [Stadt] (都市) 1, 2, 4, 8, 9, 13, 14, 18, 19, 20, 21, 22
Heren der Stat [Stadtherr] (都市領主) 4
—— [Stelle] (場所) 6
Stede recht [Stadtrecht] (都市の特権/都市法) 1, 2
Stedicheit [Sicherheit] (確実さ) 22
stirfen [sterben] (死亡する) 12

straffen [strafen/tadeln] (処罰する/非難する) 2
Stücke [Gegenstände/Sache] (対象物/事柄) 14
sullent [sollen] (～すべし) 4, . . .
sunder [ohne] (～なしに) 1
—— [besonder] (特に) 21
Sy [Sie] (彼ら) 4, . . .

T

tgain [gegen] (～に対して) 13, 22
tgainwerdig [gegenwartig] (現存の/目の前にある) 21
Tolle [Zoll] (通行税/関税) 6
Truwen [Treue] (誠実/誓約) 22
Tzide [Partei] (臣下) 22
Tzyt [Zeit] (時代) 21, 22

U

umbers ⇨ ummersを参照
ummers [immer] (常に) 21
underwyst [anweisen] (指示する) 0
unverloren [nicht verloren] (まだ失われていない) 22
unverzogen [ohne Verzögerung] (遅れずに) 8

V

van steden zu steden [von Ort zu Ort] (町 [村] から町 [村] へ) 15
varen [fahren] (行く) 1
Veffent [Waffen/Hirt] (警戒・武装/庇護者) 22
verantwurte sych [verantworten sich] (弁明する) 16
verkaufen [verkaufen] (売却する) 7
verleynt [verleihen] (付与する/授ける) 0, 2, 22
versaicht [versagen] (拒否する) 15
versetzen [versetzen] (質入れする) 7
vestlich [unverbrüchlich] (犯すべからざる) 21
vester [sicher] (確実に) 22
volgt [vollziehen] (実行する) 0
Vorderer [Forderer] (地代要求者) 8
vordern [fordern] (要求する) 8, 12
vorg. [vorgenannt] (前述の) 21, 22
vort [weiterhin/mehr] (さらに/次に) 2, 3, 4, . . .
Vryheit [Freiheit] (特権/自由) 0, 2
vumffzich [Fünfzig] (50) 22

vunff [Fünf] (5) 9, 21
vur [für] (～のために) 0, 4, 5, . . .
— [vor] (～の前で) 22
vurkomen [bekennen] (提示する) 0
vursch. [vorschreiben] (前述の) 0, 21, 22
Vurworden [Verabredung] (取決め) 21
Vuyst sloege [Faust schlagen] (拳打する) 9
Vysgessen [Ausbürger] (市外市民) 10, 13

W

Wairheit [Wahrheit] (真理／真実) 22
wandeln [wandern] (移住／移動する) 15
wanheftich [wohnhaft] (居住している) 12
want [wenn/wann] (～の時) 21
wederfahren [geschehen] (起こる／生じる) 8
weggevert [wegfahren] (出て行く) 6
wert [geltend] (妥当する／行われている) 6
wilch [welcher/irgender] (誰かある者) 12
Willen [Leib] (生命) 17
Wilt [Weichbild] (都市領域／都市法) 1
Wonden [Wunde] (傷／負傷) 2
wonten [verwunden] (負傷させる) 14
Worden [Wort] (言葉) 20
wulde [wöllen] (～しようとする) 15
Wyr [Wir] (余／われわれ) 0, 2, . . .
Wyst [Wissen] (承認／了解) 22

Y

Yeklicher [jeder] (各人) 1, 2, . . .
Yet [jetzt] (現在) 17
yme [ihm] (彼に) 9
yn [ihnen] (彼らに) 5, 8, 11
yr [ihr] (彼らの) 4

Z

zu sprechen [zusprechen] (判決を下す) 15
zugen [kundgeben] (告示する／公表する) 11
zu kampe heyschen [kämpfen] (闘う) 2, 3
zu laessen [zulassen] (許す／認める) 22

Zyt [Zeit] (時代) 16

(参考辞書)

E. Haberkern/J. F. Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, Bd.1-2. (8. Auflage),
Tübingen u. Basel, 1995.